

平成 27 年 3 月 31 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について

東日本大震災の発生以降、被災地等における保険診療や診療報酬等の特例的な取扱いにつきまして、ご案内申し上げてきたところであります。

この特例的な取扱いにつきましては、中医協総会の議論を経て、現在、25項目の特例措置（添付資料（厚生労働省保険局医療課事務連絡）の別添参照）について、福島県の保険医療機関等におきましては、「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の利用に関する届出書」（以下、「届出様式」という。）による地方厚生（支）局への届出の上、平成27年3月31日まで取扱期間が延長されております。

その他の地域の保険医療機関等につきましては、平成26年10月1日時点で現に利用されている特例措置についてのみ、届出様式による届出の上、平成27年3月31日まで取扱期間が延長されております。

中医協におきましては特例措置の継続等について議論を行うため、平成27年1月に特例措置を利用している保険医療機関に対して利用状況等の報告をお願いし、その結果が平成27年3月18日の中医協総会に報告され、その上で平成27年4月以降の特例措置の取扱いについて審議されました。

その結果、今回から、特例措置の利用が被災の影響によるものであると認められない場合、特例措置を利用すれば新たな施設基準等を満たすことができる場合又は特例措置を利用しなくても施設基準等を満たすことができている場合においては、届出を認めないものとするとして、25項目の特例措置の利用が平成27年9月30日まで更に半年間延長されました。

すなわち、福島県の保険医療機関等におきましては、現に利用されている特例措置については、平成27年4月30日までに、平成27年4月1日以降新たに利用を開始した特例措置については、速やかに、届出様式による届出の上、平成27年9月30日まで取扱期間が延長されることとなります。

また、その他の地域の保険医療機関等につきましては、現に利用されている特例措置についてのみ、平成27年4月30日までに届出様式による届出の上、平成27年3月31日まで取扱期間が延長されることとなります。

なお、今回の届出にあたって、平成27年4月以降も延長される特例措置を利用する場合には、届出様式とともに特例措置ごとに別紙の提出が必要となりますので、ご確認の上、併せて地方厚生（支）局に資料をご提出いただきますようお願いいたします。（「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の概要」（添付資料（厚生労働省保険局医療課事務連絡）の別添）を参照）

なお、平成27年10月以降の取扱いを検討するため、今後、利用状況等を把握するための資料

提出等が求められることが予定されておりますが、詳細については、追って連絡されることとなっておりますので、その際にはご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

〈添付資料〉

東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について

(平 27. 3. 27 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)